平成２６年（フ）第４８７号
神奈川県平塚市御殿１丁目25番５－202号　カレント
債務者　工藤　吉徳
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６６２号
熊本市東区錦ケ丘11番13号　プリメール錦ケ丘Ⅱ301、前住所熊本市中央区帯山３丁目52番13号　大塚アパートＡ－２
債務者　吉村　るみ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３０号
山口市黒川1024番地１　第２ハイツＡ－105
債務者　小笠原義憲
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
群馬県高崎市中里見町５番地５
債務者　中根　千暁
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６０４号
埼玉県川越市大字藤間881番地32　パステル上福岡102号室
債務者　石川　秀子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６０８号
埼玉県川越市むさし野１番地２　幸和ビル305号室
債務者　久保　博之
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１３号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字砂ノ口９番地２　東号
債務者　齊藤美智子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６１号
北海道樺戸郡新十津川町字中央72番地17
債務者　藤森　友康
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
北海道樺戸郡新十津川町字中央72番地17
債務者　藤森　嘉子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
北海道赤平市字赤平655－３　福栄４号棟503号室、住民票上の住所北海道滝川市幸町１丁目９番27号　砂原ＭＳ№１　６号室
債務者　金田　　透
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
北海道滝川市明神町１丁目３番15号
債務者　松宮　明子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
群馬県太田市由良町1050番地４、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸932番地の１　インペリアルホリモトＡ
債務者　中沢プリシラこと　ＮＡＫＡＺＡＷＡ　ＰＲＩＳＣＩＬＡ　ＭＩＴＵＥ
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１０６号
新潟県村上市塩町12番34号　メゾン花はなⅠ203
債務者　本間　忠彰
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１２号
新潟県村上市肴町15番12号、前住所新潟県村上市塩谷1325番地15
債務者　田村　憲一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１１号
岡山県美作市大井が丘700番地1012
債務者　杉本　知二
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２４２号
高松市成合町781番地２　フォーブルタウン成合Ｂ102
債務者　木下　和茂
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係